

平成20年度 母子及び寡婦福祉資金予約貸付のお知らせ

＜目 的＞

進学を希望している児童を扶養する母子家庭の母又は寡婦、もしくは当該児童に対し、入学試験の合格や入学が決定する前に事前に申請させ、これを審査し、仮決定することにより、経済的不安を取り除き進学を容易にし、もって当該家庭の自立助長と福祉の増進に寄与することを目的とする。

＜実施機関＞

下北地域県民局地域健康福祉部

＜実施内容＞

(1) 貸付対象者

- ①平成21年度4月の進学を希望している児童を扶養する母子家庭の母又は当該児童
- ②平成21年度4月の進学を希望している20歳以上の子を扶養する寡婦又は当該20歳以上の子
- ③平成21年度4月の進学を希望している児童で、父母のない者

(2) 貸付対象資金

①修学資金（一般分・特別分）

高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校において修学する際に必要となる授業料、書籍代、部活動費、交通費等の資金

②修業資金

就職や事業を開始するために必要な知識技能を修得する目的で、修学資金の対象とならない各種学校において修業する際に必要となる資金

③就学支度資金

進学する際に必要となる入学金や制服等の購入費等の資金

(3) 受付期間

下北地域県民局地域健康福祉部における受付期間は、平成20年11月1日から平成21年2月28日までとなっております。ただし、修学資金、修業資金については締切日以降も受付しますが、資金交付時期が遅れる場合があります。

(4) 申請手続

提出書類を、風間浦村村民生活課を經由して、提出することになります。

(5) 提出書類

- ①貸付申請書 ②戸籍謄本 ③児童を扶養していることを証する書類
- ④保証人の保証書 ⑤家計費申告書 ⑥経費申告書 ⑦口座振替申出書

＜他制度との関係＞

独立行政法人日本学生支援機構法による奨学金又は市町村等他制度による奨学金が貸与される者、金融機関等の融資を利用する者には、原則貸与しない。

＜そ の 他＞

詳細につきましては、下記にお問い合わせの上ご確認下さい。

【お問い合わせ先】

⇒下北地域県民局福祉総室 福祉調整課 ☎ 2 2 - 2 2 9 6

⇒風間浦村村民生活課 ☎ 3 5 - 3 1 1 1

